

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千六十二號

昭和十七年四月八日(水)
海軍大臣官房

○通牒

軍務一機密第二四六號

昭和十七年四月七日

海軍省軍務局長
海軍省兵備局長

關係各廳長殿

海軍徵備船船長ノ船舶所有者ニ對スル報
告ニ關スル件通牒

現在海軍徵備船船長ハ商法第七百二十條第一項ノ規定
又ハ船舶所有者ノ定ムル雇傭條件、執務規程等ニ基キ
船舶所有者ニ對シ直接報告ヲ行ヒアル處各種ノ不都合
アルニ鑑ミ自今特ニ指示スル事項ヲ除キ右報告ハ當該
船舶所屬部隊官衙ノ長(緊急ノ場合ハ最寄海軍官憲)
ヲ經由シテ海軍省兵備局ニ送致シ兵備局ニ於テハ必要
ト認ムル事項ニ限リ船舶所有者ニ對シ通達方取計フコ
トニ定メラレ候條右關係各部ニ對シ徹底セシムル様指
導スルト共ニ取扱ニ關シ遺憾ナキ様取計相成度

經物第六八號

昭和十七年四月七日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

前金拂又ハ概算拂契約相手方ニ關スル件
通知

昭和十六年九月經物第一六三號別冊首題承認者名簿中
左記ノ通改正致候

記

- 一 合資會社勝呂組東京支店東京市麴町區内幸町二ノ
三幸ビル内ヲ合資會社勝呂組静岡市日出町二〇番地
ニ改ム
- 二 日本鋼鎖株式會社ノ所在地ヲ廣島縣加茂郡川尻町
ニ改ム
- 三 株式會社社長谷川萬治製材所ヲ削除ス
- 四 合資會社川村組ヲ削除ス

海軍公報(部内限) 第四千六十二號 昭和十七年四月八日

三四七

0902

經物第六九號

昭和十七年四月七日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

前金拂又ハ概算拂契約者ニ關スル件通知

昭和十三年三月經物第一〇六號第一項第四號ニ依ル首題ノ件左記ノ通承認致候
記

會社名	所在地	城東鐵工所	日本重工業株式會社	合名會社鈴木製作所	新生食料品株式會社	三共株式會社	フサメ化學機械株式會社	八洲窯業有限會社	帝國製紙株式會社	艦本機密第一號ノ三二四七
國華産業株式會社	東京市品川區北品川四丁目五〇一番地	東京市城東區南砂町六丁目二八五番地	長岡市藏王町四〇五番地	東京市品川區大崎本町二丁目四三九番地	東京市蒲田區南六郷三丁目六番地	東京市日本橋區室町二丁目二番地	大阪市西淀川區瀨田町六九番地	東京市日本橋區本石町三丁目四番地	大阪市港區七條通三丁目二五番地	昭和十七年三月三十日
株式會社大塚鐵工所	大阪市西淀川區御幣島町一五二番地									海軍省軍務局長
上毛精機株式會社	群馬縣澁川町一七三八番地									海軍艦政本部長
駿河工業株式會社	東京市麴町區內幸町二丁目一 番地大阪ビル內									關係各廳長殿
日本重機株式會社	東京市京橋區銀座座四丁目三番地									砲齡換算法改正ノ件通牒
合名會社小竹組	高松市松島町三一七番地ノ二									昭和十四年三月三日艦本機密第四一九七號首題申砲齡換算ノ基礎ト爲スベキ火藥種表ヲ左記ノ通改正セラレ候
清水鐵工所	東京市向島區吾嬬町西二丁目二〇番地									
合資會社鈴木計器製作所	東京市麻布區飯倉町四丁目七番地									

0903

記

砲種	四〇種 (九四式四〇種ヲ除ク)	九四式四〇種及三六種乃至二〇種ヲ除ク (式一〇種高角砲ヲ除ク)	一五種五及九八式一〇種、同八種高角砲	八種以下 (九八式八種高角砲ヲ除ク)	四〇耗機銃
火藥種	九三式一號火藥(DC ₁)	一三式火藥(DC)	九三式二號火藥(DC ₂) (DL ₂)	二年式火藥(C ₂) (T ₂)	九二式火藥(C ₁)

○辭令

(各通)	氣象技師 北田 道男	同	同	同	小林 吉茂
	同 水野 保	同	同	同	福原 哲男
	同 氣象技師 佐藤 貞正	同	同	同	柚原 哲男
	同 氣象技師 東條 貞義	同	同	同	白井 宗吉
	同 齊藤 將一	同	同	同	櫻庭 洋三
	同 山田 直勝	同	同	同	
	同 若林 鐵藏	同	同	同	
	同 高子 俊夫	同	同	同	
	同 小宮 友吉	同	同	同	
	同 高信 尙文	同	同	同	
	同 茨城 高	同	同	同	

第三艦隊司令部附ヲ命ス(二十五日海軍省)

第三艦隊司令部附ヲ命ス(三〇日同)

(各通)

第二南遣艦隊司令部附ヲ命ス(二十九日同)

第六十一海軍航空會社

第六十一海軍航空會社計部長缺員中同廠ニ於ケル海軍工廠資金收入ノ歲入徵收官ヲ命ス

海軍公報(部内限)第四千六十二號

昭和十七年四月八日

三四九

0904

第六十一海軍航空廠會計部長缺員中同所ニ於ケル海軍工廠資金支辨ニ屬スル經費ノ支出官ヲ命ス(前同)

海軍特務大尉 菅谷 隆治

第一課勤務ヲ命ス(前同)海軍省軍需局)

海軍主計中佐 德永 春雄

資金前渡官吏ヲ免ス(前同)支出官 海軍省經理局長)

海軍機關中佐 岡 寅 雄(艦本)

伊號第三十二潜水艦審議委員ヲ命ス

同 片桐 敏朗(同)

伊號第三十二潜水艦審議委員ヲ免ス(以上前同)海軍艦政本部)

○ 雜 款

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

第二十六航空戰隊司令部(海軍山縣部隊司令部)

木更津(新)海軍航空隊(海軍藤吉部隊)

三澤海軍航空隊(海軍菅原部隊)

第六航空隊(海軍森田部隊)

宛
木更津海軍航空隊氣付
(第二十六航空戰隊)

第十二特別根據地隊

佐世保郵便局氣付 イ壹九 イ參貳

水雷艇雁、特設砲艦江洋丸、第四十一掃海隊(大原隊、麗水丸、高雄丸、第一京丸、第二京丸)

佐世保郵便局經由 イ壹九 イ參貳氣付
(第十二特別根據地隊)

○郵便物表記ノ件

本船名ト同船名ノモノ他ニ有之爲本船宛郵便物ニシテ混同誤達セラルルモノ多數ニ及ビ事務處理上支障不尠候ニ付本船宛郵便物表記ハ必ラズ左ノ通記名相成度
吳郵便局氣付 特設病院船高砂丸
(特設病院船高砂丸)

○試驗問題發送

主計科普通科各種(第七十三期普經) 練習生採用

第七十三期普通科(第四十五期普經) 試驗問題

(試驗施行期日六月十五日(月)十六日(火))
右四月四日左記ノ通發送済

記

一 聯合試驗參加不可能ト認メラルル所轄ヘハ直送

二 聯合試驗用ノモノハ各海軍人事部長及各警備府副官宛送付

三 行動變更其ノ他ノ都合ニ依リ臨時必要ノ分トシテ若干部數各海軍人事部長、各警備府副官及上海海軍

0905

特別陸戰隊副官宛送付シ置ケリ
未着若ハ臨時必要ヲ生ジタル向ハ最寄ノ右諸官ヨリ受
領スルカ又ハ直接本校ニ請求相成度
(海軍經理學校)

○殘務整理

第三航空戰隊司令部殘務整理ヲ四月一日ヨリ吳海兵團
ニ於テ行フ

追テ郵便物發送先ハ

吳海兵團内 瑞鳳司令部殘務整理委員宛

○訂正

本月四日通牒欄官房「第二〇二三號」ヲ官房「第一九
五二號」ニ、同月日「二日」ヲ「一日」ニ孰モ訂正ス

0906

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千六十三號

昭和十七年四月九日(木)
海軍大臣官房

○ 令 達

官房機密第四三〇一號
今次大東亞戰爭ノ爲徵備セル飛行機(艇)ニ對スル航空關係兵器ノ所管ヲ横須賀鎮守府ト定ム

昭和十七年四月九日

海軍大臣

○ 通 牒

軍需燃第一〇號

昭和十七年四月八日

海軍省軍需局長
海軍省軍務局長

關係各廳長殿

「ドラム」罐及「ブリキ」罐取扱ニ關スル
件通牒

昭和十四年軍需燃第二二三號通牒首題ノ件左記中第五

號(二)胴板航空揮發油ノ項中「航空九二揮發油」ヲ「航空九一揮發油」ニ改ム
別圖一乃至三中「航空九二揮發油」ヲ「航空九一揮發油」ニ、同圖一及二中「A92G」ヲ「A91G」ニ、同圖三中「A92G」ヲ「A91G」ニ改ム
〔空九二揮發油〕
〔空九一揮發油〕

(經營需品、燃料取扱例規四〇四頁參照)

○ 訓 令

海軍機關學校教官海軍教授 野口 恒樹
貴官ハ東京帝國大學ニ於テ向フ約一年間研究ニ從事スヘシ
研究項目ニ關シテハ海軍省教育局長ヲシテ別ニ之ヲ指示セシム
海軍兵學校教官海軍教授 井畔 武明
貴官ハ神宮皇學館大學ニ於テ向フ約一年間研究ニ從

海軍公報 (部内限) 第四千六十三號 昭和十七年四月九日

三五三

0907

事スヘシ

研究項目ニ關シテハ海軍省教育局長ヲシテ別ニ之ヲ指示セシム(以上一冊海軍大臣)

○ 雜 款

○郵便物發送先

自今左ニ依リ發送相成度

横須賀郵便局氣付

ウ壹〇五 ウ五參

(横濱海軍航空隊本隊)

0908

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千六十四號

昭和十七年四月十日 (金)
海軍大臣官房

○ 令 達

官房第一九五〇號

所得稅徵收手續申左ノ通改正ス

昭和十七年四月一日

海軍大臣

別表第二中「四十圓」ヲ「三十四圓」ニ、「四十八圓」ヲ「三十七圓五十錢」ニ、「一圓四十錢」ヲ「一圓二十五錢」ニ、「六十圓」ヲ「五十圓」ニ改ム

附 則

別表第二ノ改正規定ニ依リ新ニ納稅義務ヲ有スルニ至リタル者ノ稅票ノ作成又ハ申請書若ハ申告書ノ提出期限ハ昭和十七年四月十五日トス
所得稅法第二十四條ノ改正規定ニ依リ新ニ扶養家族ニ付控除ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル者該控除ヲ受ケントスルトキ又ハ所得稅法施行規則第四十條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニシテ前年中ニ二百圓ヲ超ユル

保險料ヲ拂込ミタルモノノ二百圓ヲ超ユル金額ニ付所得稅法第二十六條ノ二ノ改正規定ニ依ル控除ヲ受ケントスルトキ亦前項ニ同ジ

官房第二〇〇三號

昭和十六年官房第二九五九號別表中乙丙ノ欄「二十五錢」ヲ「三十錢」ニ改ム

昭和十七年四月一日

海軍大臣

參照 昭和十六年官房第二九五九號ハ給與令施行細則第十九表ノ二食料額ヲ當分ノ間改定支給ノ件ナリ

官房第二一五〇號

海軍購買名簿申別紙ノ通改正ス

別紙ハ海軍省經理局長ヲシテ必要ノ向ニ配布セシム
昭和十七年四月十日

海軍大臣

海軍公報 (部内限) 第四千六十四號 昭和十七年四月十日

三五五

0909

官房機密第四〇〇〇號

所得稅徵收手續第七條第一號但書ノ規定ニ依ル從軍者ノ範圍ヲ左ノ通指定ス

昭和十五年官房機密第三九九五號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年四月一日

海軍大臣

一 内地ニ在ル艦船部隊及其ノ他ノ各部ニ勤務スル軍人軍屬ニシテ昭和十六年官房機密第一二六三九號ノ規定ニ依リ戰時増俸ノ支給ヲ受クル者

參照 昭和十五年官房機密第三九九五號ハ内地ニ在ル從軍者ノ範圍ノ件ナリ

官房機密第四三五九號

臨時海軍購買名簿申別紙ノ通改正ス

別紙ハ海軍省經理局長ヲシテ必要ノ向ニ配付セシム

昭和十七年四月十日

海軍大臣

○通牒

經給第五五號

昭和十七年四月一日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

所得稅ノ取扱ニ關スル件中改正ノ件通牒

昭和十五年經給第四七號申左ノ通改正ス

記

一 納稅義務者

(イ) 内地ノ支拂者ヨリ第二號ノ給與ヲ受クル者但シ從軍中ノ軍人軍屬ヲ除ク

(註) 朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島ニ住

所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ノ勤

勞所得ニ付テハ分類所得稅ヲ課セラレズ各

該地ノ所得稅令ニ依リ前年中ノ收入ニ依リ

課稅セラレ

二 課稅所得

(イ) 甲種ノ勤勞所得

所得稅法第十條第四ノ通ナルモ海軍ニ於テハ所得

稅徵收手續別表第一ノ通定メラル

(ロ) 甲種ノ退職所得

退職賞與及退職手當

(註) 一 共濟組合給付金(年金ヲ含ム)ニハ課

稅セラレズ

0910

二 總所得金額三千圓(總所得金額一萬圓以下ナル勤勞所得ニ付テハ其ノ一割ヲ控除シタル額三千圓ヲ超ユルトキ)ヲ超ユルトキハ綜合所得稅ヲ課セララル

三 從軍中ノ軍人軍屬並ニ所得稅免除ノ範圍

(イ) 海軍戰時特例給與規則第一條ニ規定スル地域ニ在ルモノ又ハ派遣セララルモノ並ニ昭和十六年官房機密第一二六三九號ニ依リ戰時増俸ノ支給ヲ受クル者ハ從軍者トシテ其ノ戰時増俸ノ支給ヲ受クル月ヨリ之ガ支給ヲ受ケザルニ至リタル月迄分類所得稅ヲ免除セララル

(註) 應召者ノ俸給、加俸、手當及賞與ニ對シテハ内地ニ在ル間戰時増俸ノ支給ヲ受クル者ハ所得稅ヲ免除セララル

四 控除

(イ) 基礎控除

一年六百圓、一月五十圓ノ割合ニ依リ甲種ノ勤勞所得ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル金額ヲ該所得ヨリ控除ス、前項ノ基礎控除ハ賞與以外ノ給與ヨリ之ヲ控除シ控除不足ノ場合賞與ヨリ之ヲ控除ス

二以上ノ支拂者ヨリ甲種ノ勤勞所得ヲ受クル者ニ對シテハ基礎控除ハ左ノ各號ニ依ル

(一) 國ヨリ受クル恩給、年金、公共團體ヨリ受クル恩給、年金、歳費及公共團體ヨリ受クル費用

辨償ニ付テハ各其ノ支拂者ニ於テ本順位ニ依リ控除スルヲ以テ海軍ニ於テハ其ノ控除不足額ノミヲ俸給、給料等ヨリ控除ス

(二) 二以上ノ支拂者ヨリ受クル前號以外ノ給與(俸給、給料等)ニ付テハ其ノ基礎控除申告書ニ

基キ主タル給與ノ支拂者ニ於テノミ之ヲ控除ス
扶養家族ノ控除
同居ノ妻、戸主、家族中年齡十八歳未満又ハ六十歳以上ノ者、不具廢疾ノ者アル場合一人ニ付一年二十四圓、一月二圓(扶養家族中五人以上ナルト)ノ割合ニテ稅額ヨリ控除ス但シ扶養家族ガ前年中ニ甲種ノ勤勞所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得又ハ山林所得ヲ有シ其ノ總額ニ於テ二百圓ヲ超ユル金額ノ基礎控除ヲ受クル場合ニハ其ノ家族ニ付テハ之ヲ控除セズ

二人以上ノ者夫々勤勞所得ヲ有スル場合共ノ一人ノ稅額中ヨリ扶養家族ノ控除ヲ爲ストキハ他ノ者

ノ税額ヨリハ其ノ扶養家族ノ控除ヲ認メズ

(註) 綜合所得税ヲ賦課セラルル者モ昭和十七年

四月一日以後扶養家族ノ控除アリ

(ハ) 生命保険料ノ控除

本人若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受取人トス

ル生命保険契約ノ爲ニ拂込タル保險料アルトキハ

前年中ニ拂込タル保險料ノ金額ニ應ジ二年二十四

圓、一月二圓以内ヲ控除ス

前項ノ控除ハ賞與以外ノ給與ノ税額ヨリ之ヲ控除

シ控除不足ノ場合ハ賞與ニ對スル税額ヨリ之ヲ控

除ス

(註) 健康保險掛金ハ生命保険料ト看做サル

軍需糧第三二號

當分ノ間艦船部隊主計長海軍軍需部所在地外ニ於テ請

負人ヨリ糧食品ヲ受込ミタル場合ハ糧食品及嗜好糧食

品授受手續第十一條、第十二條及衣糧費豫算整理手續

第二條ノ規定ニ拘ラズ直接之ガ代金ノ支拂ヲナスコト

ヲ得

前項ノ場合ニ於テハ請負人ヨリ納票三通ヲ提出セシメ

其ノ三通ニ領收及代金支拂濟ノ旨ヲ記入シ一通ヲ在籍

鎮守府(警備府所屬艦船部隊ニ在リテハ所屬警備府)

所在地兵備會計官吏ニ他ノ一通ヲ請負人所管ノ海軍

軍需部ニ送付スルモノトス

昭和十七年四月十日

海軍省經理局長
海軍省軍需局長

軍需糧第三二號ノ二

昭和十七年四月十日

海軍省經理局第二課長
海軍省軍需局第三課長

各海軍經理部第二課長
各海軍軍需部會計課長
各艦船部隊主計長 殿

請負人ヨリ受込ノ糧食品代金即拂ニ關ス
ル件通知

今般軍需糧第三二號首題ニ關スル通牒ハ時局下代金支
拂ヲ迅速ナラシムル趣意ニ依リ發布セラレタルモノナ
ルニ就テハ已ムヲ得ザル場合ノ外本手續ニ依リ處理相
成様取計ハレ度

○ 辭 令

0912

大槻健三郎

海軍豫備學生(兵科)ヲ免ス(海軍省)

軍令部出仕海軍少佐 高橋孫三郎

第四部第十課勤務ヲ命ス

軍令部出仕海軍機關大佐 三品 武夫

戰史部勤務ヲ命ス(以上軍令部)

軍令部出仕海軍少佐 飯田鐵之助

特務班長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ(海軍)

海軍屬 根本 勇

第三課附ヲ命ス(海軍省兵備局)

第一海軍經理部香港 支部長海軍主計中佐 松岡 嘉一

艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(海軍省) 海軍省經理局長)

海軍主計大佐 倉永 辰熊

東京海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍主計中佐 深谷 小平

名古屋海軍監督官事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍主計少佐 青木 益次

大阪海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事務

務所ニ要スル經費及材料物品購入費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍主計大佐 服部 薫

神戸海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

同 藤田 傳次

廣島海軍監督官事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍主計中佐 大友美能理

八幡海軍監督官事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍造船中佐 塩山 策一

長崎海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍造兵少佐 深井 六郎

室蘭海軍監督官事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍主計兵曹長 松瀬 保男

第二十一特別根據地隊バタビヤ派遣隊ニ要スル給與及共ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(以上海軍省) 海軍省經理局長)

0913

○ 雜 款

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

横須賀郵便局氣付 ウ一〇五 ウ一一四
(第八特別根據地隊)

普通、航空郵便共
横須賀郵便局氣付 ウ貳壹 ウ六八
(第十一航空艦隊)

鹿兒島縣鹿屋市
鹿屋海軍航空隊
(海軍近藤部隊)

○事務所設置
第十戰隊司令部設立準備事務所ヲ四月四日舞鶴鎮守府
内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千六十五號

海軍大臣官房

昭和十七年四月十一日(土)

○ 令 達

官房機密第四三三七號

昭和十七年四月十日

海 軍 大 臣

各鎮守府司令長官殿

練習艦艇配當ノ件中改正ノ件訓令

本年官房機密第二九六五號別表中左ノ通改正ス

海軍潜水學校ノ項中「八雲、第十三驅逐隊、第十八潜水隊」ヲ「長鯨、八雲、第十八潜水隊」ニ改ム

(三月十三日海軍公報(部内限)参照)

○ 辭 令

農林技師 和田平八郎

内務屬 笹政志

農林技師 杉村二十三

(各通)

第三艦隊司令部附ヲ命ス(註同海軍省)

臺灣總督府屬 鳴原重男

第三艦隊司令部附ヲ命ス(註同)

内務屬 井手繁

第三艦隊司令部附ヲ命ス(註同)

同 眞門清一

第三艦隊司令部附ヲ命ス(註同)

同 中村寛一

領事 松田定信

(各通)

内務事務官 横大路俊一

同 林敬雄

第三艦隊司令部附ヲ命ス(註同)

同 内務屬 小磯正二

同 今野正五郎

國民貯蓄獎勵局屬 大藏屬 永田五郎

同 田中英夫

同 國民貯蓄獎勵局屬 辻帶刀

(各通)

海軍公報(部内限) 第四千六十五號 昭和十七年四月十一日

三六一

0915

第三艦隊司令部附ヲ命ス(五日同)

大藏屬 千葉 俊郎
同 大谷 正男

(各通)

拓務屬 小坂 寛見
拓務技手 野呂 一正
外務書記生 小濱 正助

第二南遣艦隊司令部附ヲ命ス(五日同)

○ 雜 款

○郵便物發送先

自今左ニ依リ發送相成度

四月二十六日迄ニ到達見込ノモノハ

東京地方海軍運輸部氣付
(明 陽 丸)

海軍公報 (部内限) 第四千六十六號

昭和十七年四月十三日(月)
海軍大臣官房

○ 通牒

經給第六一號

昭和十七年四月一日

海軍省 經理局長

關係各廳長殿

臨時家族手當支給ニ關スル件申改正ノ件
通牒

今般達第百九號ヲ以テ海軍臨時家族手當支給規則改正
セラレ候處手當支給ニ付テハ左記事項御了知ノ上處理
相成度

記

- 一 扶養家族中ニハ左ニ掲グル者ヲ含マズ
- (一) 不動産所得、配當利子所得、事業所得又ハ山林所得ヲ有スル者ニシテ其ノ合計年額二百圓ヲ超ユル者
- (二) 恩給、年金又ハ歳費ヲ受クル者
- (三) 府縣、市町村若ハ之ニ準ズルモノ又ハ其ノ他ノ

海軍公報 (部内限) 第四千六十六號

昭和十七年四月十三日

三六三

公共團體ヨリ費用辨償ヲ受クル者

公務員並ニ會社、組合等ノ役員

雇傭關係ニ在リテ定時ノ收入アル者

(六)(五)(四) 共ノ他所屬廳長ニ於テ年額二百圓ヲ超ユル所得ヲ有スト認メタル者

二 内縁關係ニ在ル配偶者ハ現ニ同居シ居ルモノニシテ所屬廳長ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

三 手當受給者ノ決定ハ左ノ各號ニ依ル

(一) 同一扶養家族ニ付申請者以外ニ扶養者ノ存否ヲ調査シ其ノ無キ場合ハ申請者ヲ以テ扶養者トス

(二) 申請者以外ニ扶養者アル場合ハ民法ノ規定ニ依ル扶養義務者ノ順位ニ依ル同一戸籍内ニ在ル先順位者ヲ以テ扶養者トス但シ順位同シキ者ニ在リテハ男ハ女ニ、長ハ幼ニ先位ス

(三) 前號ニ依リ申請者以外ノ者先順位ニ在リ而モ海軍部内又ハ部外ノ官公署ニ勤務セズ且其ノ扶養家族ヲ扶養スル資力ナシト所屬廳長ニ於テ認メタルトキハ申請者ヲ以テ扶養者ト看做スコトヲ得

公共團體ヨリ費用辨償ヲ受クル者
公務員並ニ會社、組合等ノ役員
雇傭關係ニ在リテ定時ノ收入アル者
共ノ他所屬廳長ニ於テ年額二百圓ヲ超ユル所得ヲ有スト認メタル者
二 内縁關係ニ在ル配偶者ハ現ニ同居シ居ルモノニシテ所屬廳長ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル
三 手當受給者ノ決定ハ左ノ各號ニ依ル
(一) 同一扶養家族ニ付申請者以外ニ扶養者ノ存否ヲ調査シ其ノ無キ場合ハ申請者ヲ以テ扶養者トス
(二) 申請者以外ニ扶養者アル場合ハ民法ノ規定ニ依ル扶養義務者ノ順位ニ依ル同一戸籍内ニ在ル先順位者ヲ以テ扶養者トス但シ順位同シキ者ニ在リテハ男ハ女ニ、長ハ幼ニ先位ス
(三) 前號ニ依リ申請者以外ノ者先順位ニ在リ而モ海軍部内又ハ部外ノ官公署ニ勤務セズ且其ノ扶養家族ヲ扶養スル資力ナシト所屬廳長ニ於テ認メタルトキハ申請者ヲ以テ扶養者ト看做スコトヲ得

0917

(四) 現ニ同居シ専ラ申請者ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル扶養家族ニ付テハ前各號ノ規定ニ拘ラズ申請者ニ手當ヲ支給ス但シ「一」ニ依ル先順位者部内各廳又ハ部外公署ニ勤務スルトキハ其ノ所屬廳長ニ協議スルモノトス

四 手當ハ扶養家族一人ニ付三圓ノ計算ナルモ俸給又ハ給料ト合シテ三百八十七圓ニ達スル迄ハ一人當リ給額トシテハ端數トナルモ支給差支ナキモノトス

軍需第一一六號
昭和十七年四月十一日
海軍省軍需局

關係各廳御中
艦營需品直接購買通報ニ關スル件通知
艦營需品經理規程第二十條第二項ニ依ル首題通報ハ直接當局ニ通報スル向有之候ニ付自今所管又ハ所屬ノ海軍需品經由ノ上通報相成度

○ 辭 令

工務員 星野 光男
東京海軍通信隊附ヲ免ス(海軍省)

(各通)
東京海軍通信隊附ヲ免ス
通信書記 中尾 興次郎
遞信局技手 淺上 壽雄

東京海軍通信隊附ヲ免ス(以上三三三同)
通信書記 大門 賢治郎

東京海軍通信隊附ヲ免シ第三海軍軍用電信所員ヲ命ス(三三三同)
通信書記 大門 賢治郎
地方事務官 入江 壽男

海南警備府附ヲ命ス
通信書記補 谷口 幸七

東京海軍通信隊附ヲ免ス(以上三三三同)
遞信局事務官 海野 兼敏

東京海軍通信隊附ヲ免シ第三十一海軍軍用電信所長ヲ命ス
通信書記 大熊 一平
同 和 田 辰 巳
同 柳 喜 作
同 中 村 兼 吉

(各通)
通信書記補 賴 田 敬
同 太 田 政 利

0918

遞信局技手 山下 清
東京海軍通信隊附ヲ免シ第三十一海軍軍用電信所員
ヲ命ス

(各通)

工務員 高野 武久
同 小松 喜弘
同 加藤 利術
機械工員 淺川 祝
東京海軍通信隊附ヲ免シ第三十一海軍軍用電信所員
ヲ命ス

但身分ノ取扱ハ雇員トス(以上^上同)

海軍技術會議議員海軍少將 阿部 嘉輔
海軍艦政本部技術會議議員ヲ命ス(同同)

海軍豫備大尉 奥田 眞一
第二號敷設艇ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲
艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(同同) 海軍
省經理局長)

海軍大佐 堀江義一郎(艦 本)
同 黛 治夫(秋津洲)
海軍中佐 瀬戸喜久太(軍 令)
同 渡邊 薫雄(航 本)
同 竹大 孝志(艦 本)

(各通)

同 南 六右衛門(軍 務)
同 井上梅二郎(軍 令)
海軍少佐 出浦 完(艦 本)
同 中山 義則(同)
同 青木 傳雄(秋津洲)
海軍機關大佐 大江 秀三(艦 本)
海軍機關中佐 小山 清行(同)
海軍機關少佐 小泉 周二(秋津洲)
同 中村 威(軍 務)
海軍機關大尉 諸隈 伊六(秋津洲)
海軍軍醫大尉 天野 俊三(同)
海軍主計大尉 松 井 收(同)
海軍造船大佐 中村 小四郎(艦本監)
海軍造船少佐 近藤 忠夫(艦 本)
海軍造船大佐 大嶋 與八郎(艦本監)
海軍造兵大尉 中村 猛雄(艦 本)
海軍特務中尉 加藤 胞治郎(秋津洲)
海軍豫備大尉 檜尾 忠一(同)
海軍技師 菅 繁 義(艦本監)
軍艦秋津洲審議委員ヲ命ス
海軍大佐 堀江義一郎(艦 本)

海軍公報(部内限) 第四千六十六號 昭和十七年四月十三日

三六五

0919

(各通)

海軍大佐	石井 藝江(番一〇〇三)
海軍中佐	羽田 次郎(同)
同	佐藤 佐(艦本)
同	平田 勉(同)
同	瀬戸 喜久太(軍令)
同	内田 定五郎(航本)
同	南 六右衛門(軍務)
同	井上 梅二郎(軍令)
同	愛甲 文雄(艦本)
同	岩島 二三(同)
海軍少佐	鈴木 莊(番一〇〇三)
海軍機關中佐	村田 利男(同)
同	田中 千春(軍務)
同	日高 安壯(艦本)
同	鹿島 竹千代(艦本監)
海軍機關大尉	譽田 守(番一〇〇二)
同	古屋 昌喬(同)
海軍軍醫大尉	村井 出(同)
海軍主計大尉	河井 信太郎(同)
海軍造船中佐	塩山 策一(艦本監)
海軍造船少佐	前田 龍男(艦本)

海軍造船中佐 廣澤 眞吾(同)

海軍特務大尉 川上 喜久馬(番一〇〇三)

海軍技師 松尾 孝(艦本監)

第一〇〇二番艦審議委員ヲ命ス(以上皆海軍艦政本部)

海軍公報 (部内限) 第四千六十七號

海軍大臣官房

昭和十七年四月十四日(火)

○通牒

兵備四機密第三〇號

昭和十七年四月十三日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

昭和十八年度陸軍戰時召集延期者ニ關スル調査ノ件照會

首題ニ關シ關係ノ廳(戰地ニ在ル廳ヲ除ク)ハ別紙様式ニ依リ調査ノ上來五月十五日迄ニ到着スル様通報相成度

(別紙様式添)

艦本機密第五號ノ三一〇〇

昭和十七年四月十四日

海軍艦政本部總務部長

海軍公報 (部内限) 第四千六十七號 昭和十七年四月十四日

三六七

横須賀、吳、海軍工廠總務部長

佐世保、舞鶴、海軍監督長

在東京、大阪、神戶、長崎、廣島、浦賀、藤永田、

石川島、橫濱、浦賀、藤永田、

櫻島、川崎、播磨、因島、

三菱、長崎各造船所(社)長

新造艦船(蒸氣機關裝備ノモノ)運轉公

試實施標準研究會ニ關スル件照會

首題ノ件左記ニ依リ施行セシメラレ候條可然取計相成

度

一 目的

艦船造修規則一部改正ニ伴ヒ運轉公試實施標準(艦

内補機運轉、諸試験及繋留運轉等ヲ含ム)ヲ檢討確

定スルニ在リ

二 場所

横須賀海軍工廠造機部

三 主宰者

横須賀海軍工廠造機部長

四 期 日

昭和十七年六月中適當ナル四日間以内トス

五 出席者

(イ) 海軍艦政本部部長
(ロ) 海軍工廠

横須賀(適宜)

吳、佐世保、廣、舞鶴造機部部長及係員各一名

(ハ) 監督官又ハ同助手(造機關係)

東京、大阪、神戸各二名以内、浦賀(適宜)、廣

島、長崎各一名

(ニ) 民間製造所

石川島、横濱、浦賀、藤永田、櫻島、川崎、播磨、

因島、長崎ノ各造船所(社)ニ於ケル造機外業關

係員三名以内

六 研究項目

(イ) 各艦種ニ對シテ研究項目ニ付行フモノトス但

シ共通ノモノハ一括研究スルコトヲ得

項 目	細 項
一、艦船竣工期	一、各艦船別ニ一番艦及二番

七、運轉公試 (終末運轉ヲ 含ム)	一、實施標準 二、注意事項
六、艦内無負荷 運轉	一、要否 二、實施標準 三、注意事項
五、繫留運轉	一、實施標準 二、注意事項
四、艦内水壓及 蒸氣試驗	一、實施標準 二、注意事項
三、艦内補機運 轉	一、單獨運轉及聯合運轉實施 標準 二、注意事項
二、罐詰試驗	一、ソーダ煮沸及安全弁試驗 等ノ實施標準 二、注意事項
取 日ト運轉公試 (諸試驗ヲ含 ム)ノ標準日	艦以降ニ對スル區分 二、日取立案上考慮スベキ事 項

0922

(別紙)

昭和十八年度陸軍戦時召集延期者員數調査表

(昭和十七年四月十四日海軍公報(部内限))

應 昭和一七・四・二〇調名

事 記	昭 和 十 七 年 度 召 集 延 期 現 申 請 者 員 數	在 職 人 員 (A)				員 數	比 率											
		在職陸軍兵役 關係者員數	豫備役及補充兵役 (B)	國 民 兵 役 (C)	要召集延 期者員數		豫備役及補充兵役 (D)	國 民 兵 役 (E)	甲種 名計	乙種 名計	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{D}{B}$	$\frac{E}{C}$	$\frac{D}{A}$	$\frac{E}{A}$		

調製上ノ注意

- 一、調査ハ四月二十日現在員數トス
- 二、在職總人員ハ現役軍人ヲ除キ女子在籍者ヲ含ム
- 三、在職陸軍兵役關係者欄中昭和十八年度ニ於テ豫備役及補充兵役ヨリ新ニ國民兵役ニ編入スル者ヲ相當欄ニ追加スD項又之ニ準ズ
- B項括弧内ニハ現應召中ノ者ヲ記入シ本表ノ數ニ含マズ
- 四、D項豫備役及補充兵役ハ共通ニ通算シ戰時餘人ヲ以テ代フベカラザル重要配置ニ在ル者(工作應ニ在リテハ技術者ヲ主トシ其ノ他ノ應ニ在リテハ在職年數多キ者)ヨリ嚴選スルモノトスE項又之ニ準ズ
- 五、記事欄ニハ年度召集延期事務ニ關シ改良改善等ノ意見及希望事項アラバ記入ノコト

0923

八、雜件 一、運轉公試迄ノ主補機械(軸系類ヲ含ム)及艦等ノ保存法 二、機關開放検査等ニ關スル事項 三、其ノ他必要ト認ムル事項	
(ロ) 各艦種ニ對スル擔當並關聯廠社(所)ヲ次ノ通定ム	
艦種	擔當廠社(所) 關聯廠社(所)
戰艦	吳廠 橫廠、長崎、廣廠
航空母艦	橫廠 吳廠、川崎、廣廠
巡洋艦	佐廠 橫廠、吳廠、廣廠、三長
驅逐艦	舞廠 橫廠、佐廠、吳廠、廣廠、浦賀、藤永田、櫻島、三長
掃海艇	石川島 橫廠、吳廠、舞廠、石川島、播磨、因島
特務艦及之ニ類スルモノ	播磨

七 研究會要領

- (イ) 艦種ニ依リ差異アル竣工日ト運轉公試標準日取ノ如キハ擔當並關聯廠社(所)間ニ於テ別個ニ研究討議スルモノトス
 - (ロ) 各擔當廠社(所)ハ研究項目ニ對スル實施標準案ノ要旨ヲ説明シタル後關聯廠社(所)ト討議シ主宰者之ガ適否ヲ決定スルモノトス
- 八 研究會資料
- (イ) 主宰者ハ實施標準案ノ様式並記註要領ヲ定メ既存ノ參考資料ト共ニ海軍艦政本部並各擔當及關聯廠社(所)ニ二部ヲ送付スルモノトス
 - (ロ) 各擔當廠社(所)ハ右ニ基キ實施標準案ヲ作製シ之ヲ海軍艦政本部ニ二部、橫須賀工廠ニ所要部數、關聯廠社(所)ニ各二部ヲ送付スルモノトス
 - (ハ) 關聯廠社(所)ハ艦種別ニ(イ)項様式ニ基キ參考事項ヲ取纏メ海軍艦政本部ニ二部、橫須賀海軍工廠ニ所要部數、關聯廠社(所)ニ各二部ヲ送付スルモノトス
 - (ニ) 實施標準案ノ様式及研究資料ノ送付又ハ實施標準案ノ到達期日等ニ關シテハ主宰者ノ定ムル所ニ依ルモノトス

0924

九 報 告

研究会ノ決議ニ基キ主宰者ハ各擔當廠社(所)ト協力シ會議終了後一ヶ月以内ニ實施標準案ヲ取纏メ海軍艦政本部長ニ報告スルモノトス

十 旅 費

工廠出席者ノ旅費ハ既配付豫算内支辨トシ監督官及同助手ノ旅費ハ請求ヲ俟テ別途配付ス

十一 雜 件

(イ) 主宰者ハ出席者ノ官(身分)氏名ヲ取纏メ昭和十七年五月末迄ニ海軍艦政本部總務部長宛通知スルモノトス

(ロ) 報告其ノ他ノ資料ハA四横書左綴ニシテ昭和十六年二月十七日艦本五第八九四號ニ定ムル工作標準様式ニ依ルモノトス

〇 辭 令

- 海軍大佐 堀江義一郎(艦本)
- 海軍中佐 田中 正雄(同)
- 海軍機關大佐 林 敏之(艦本監)
- 海軍造船少佐 有馬 正雄(艦本)
- (各通) 海軍豫備大尉 高尾 正義(元驅潛)

海軍技師 菅 繁 義(艦本監)
同 山 本 茂(同)

第二十九號驅潛艇審議委員ヲ命ス
海軍大佐 堀江義一郎(艦本)

海軍機關少佐 山 上 實(同)

海軍機關特務少尉 片山 正一(濟州)

(各通) 海軍豫備大尉 井本 武雄(同)

海軍技師 石橋 福次(艦本監)

同 大野 英雄(同)

同 小野寺 廣介(同)

敷設艇濟州審議委員ヲ命ス(以上同海軍艦政本部)

〇 雜 款

〇正誤
本月二日辭令欄中「海軍主計少佐藤原一二」ハ「海軍主計中佐藤原一二」ノ誤

海軍公報 (部内限) 第四千六十八號

海軍大臣官房

昭和十七年四月十五日(水)

○令達

官房機密第四三九一號

伊號第五十九潜水艦及伊號第二百二十三潜水艦ノ職員中
特務士官以下ハ本籍ニ拘ラズ伊號第五十九潜水艦ハ佐
世保鎮守府在籍者、伊號第二百二十三潜水艦ハ横須賀鎮
守府在籍者ヲ以テ補充スベシ

昭和十七年四月十日

海軍大臣

官房機密第四三九二號

第六十三警備隊、第八十一警備隊及第八十二警備隊ノ
職員中特務士官以下ハ所管ニ拘ラズ舞鶴鎮守府ヨリ之
ヲ補充スベシ

昭和十七年四月十日

海軍大臣

官房機密第四三九三號

昭和十六年官房機密第四一三號中「第六防備隊、」ヲ

「第六十一警備隊、第六十二警備隊、」ニ改ム
昭和十五年官房機密第六七八七號中第三防備隊ノ項ヲ
削ル

昭和十七年四月十日

海軍大臣

(昭和十五年十月十五日及昭和十六年一月十七日本閣参照)

官房機密第四六三四號

本年四月十五日現在第三百三海軍航空廠職員タル者ハ特
ニ發令セラルルモノノ外別ニ辭令ヲ用ヒズシテ第三百二
海軍航空廠ノ各相當職員ニ補命セラレタル義ト心得ベ
シ

昭和十七年四月十五日

海軍大臣

○辭令

第三南遣艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス

武田 誠夫

海軍公報 (部内限) 第四千六十八號 昭和十七年四月十五日

三七二

0926

但シ報酬年額貳千六百四拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(七〇〇海軍省)

張麗旭

海南警備府ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(七五〇同)

古村 令治

第一南遣艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

中島 文男

第一南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上二〇〇同)

中田 實

軍令部ニ於ケル調査事務囑託ヲ解キ第六艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(三〇〇同)

從四位勳四等 小野 孝

海軍省事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千圓ヲ給シ部内限勅任官待遇トス

東 登

(各通)

木村 義吉

有村 貫一

佐藤 信英

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

海軍主計少將 桑久保 俊次

海軍主計特務大尉 島田 順二

海軍航空本部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

島田 心一

海軍航空本部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上三〇〇同)

參千貳百六拾圓 和田 金治

(各通) 千八百貳拾圓 正四位候爵 大炊御門經輝

千四百圓 小坂 賢三

海軍省事務囑託ヲ解キ第二南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(三〇〇同)

勳八等 楠山 彪雄

第二南遣艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(三〇〇同)

武田 誠夫

第三南遣艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(三〇〇同)

<p>參千圓</p> <p>山倉嘉一郎</p> <p>(各通)</p> <p>千八百圓</p> <p>赤野幾太郎</p> <p>千六百貳拾圓</p> <p>林田四郎</p> <p>千四百四拾圓</p> <p>鹽津春雄</p> <p>第二南遣艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス</p> <p>但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス</p> <p>陸軍中尉 原 湘二</p> <p>第二南遣艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ報酬年額千五百六拾圓ヲ給ス(三十五圓同)</p> <p>内務書記官 高橋 廉彌</p> <p>海軍省事務囑託ヲ解ク(三十七圓同)</p> <p>坂梨 武行</p> <p>第三南遣艦隊齒科治療業務ヲ囑託ス</p> <p>但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(三十四圓同)</p> <p>(各通)</p> <p>東北帝國大學教授 渡 邊 寧</p> <p>大阪帝國大學教授 淺田 常三郎</p> <p>海軍航空技術廠ニ於ケル研究業務囑託ヲ解キ海軍航空技術廠支廠ニ於ケル研究業務ヲ囑託ス</p>	<p>電氣試驗所技師 岡 田 實</p> <p>(各通)</p> <p>大阪帝國大學助教授 林 龍 雄</p> <p>海軍航空技術廠ニ於ケル研究業務囑託ヲ解キ海軍航空技術廠支廠ニ於ケル研究業務ヲ囑託シ報酬年額五百圓ヲ贈與ス</p> <p>久保 秀雄</p> <p>支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス</p> <p>但シ報酬年額貳千圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上一四圓同)</p> <p>陸軍少尉 永 福 林</p> <p>海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス(四四圓同)</p> <p>遞信省事務官 大森 恭策</p> <p>第一海軍軍用郵便所長ヲ命ス(六四圓同)</p> <p>通信書記 奈良脇 哲男</p> <p>第三海軍軍用郵便所員ヲ命ス(四四圓同)</p> <p>拓務技師 村上 宗雄</p> <p>拓務屬 平 井 正</p> <p>(各通)</p> <p>海軍省事務ヲ囑託ス</p> <p>山本 芳男</p> <p>獨國ニ於ケル海軍造船造兵監督事務兼軍令部事務ヲ囑託ス</p>
--	---

海軍公報(部内限) 第四千六十八號 昭和十七年四月十五日

三七三

0928

但シ報酬年額五千五百貳拾馬克ヲ給シ部内限委任官待遇トス

南洋應醫院醫長 藤井 保
南洋在勤海軍武官府ニ於ケル業務ヲ囑託ス

赤野 吉次郎

鹿屋海軍航空隊齒科治療業務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス

營林局技師 津山 靜夫

佐世保海軍建築部土木業務ヲ囑託ス

(各通) 神保 敏男
村上 武夫

海軍艦政本部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス

海軍大尉 江口 誠

支那方面艦隊ニ於ケル水先業務ヲ囑託ス

田島 守保

海軍省事務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス(以上

相違同)

海軍少佐 高橋 孫三郎

通信部第十課勤務ヲ命ス(附同大本營海軍部)

海軍主計兵曹長 高取 林

第一航空隊派遣隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂

ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計中尉 丹本 喜徳郎

右同臨時分任出納官吏ヲ命ス(附同支出官海軍省經理局長)

海軍主計大尉 東海林 正治

第一百海軍軍需部ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計兵曹長 谷口 司一

右同臨時分任出納官吏ヲ免ス(附同)

海軍大學校教官兼海軍航空技術廠 田代 芳郎
科學部員海軍教授兼海軍技師

主トシテ兼務應ニ於ケル服務ヲ解キ復歸ヲ命ス(附同海軍大學校長)

○ 雜 款

○ 旗艦指定

第十戰隊司令官ハ四月十三日旗艦ヲ長良ニ指定セリ

第一海上護衛隊司令官ハ四月十一日旗艦ヲ浮島丸ニ指定セリ

0929

<p>○旗艦變更 佐世保防備戰隊司令官ハ四月四日旗艦ヲ富津丸ニ變更セリ 吳防備戰隊司令官ハ四月六日旗艦ヲ西貢丸ニ變更セリ 第一南遣艦隊司令官ハ四月十二日旗艦ヲ香椎ニ變更セリ</p>	<p>○司令潜水艦指定 第二潜水隊司令ハ二月一日司令潜水艦ヲ伊號第十五潜水艦ニ指定セリ</p>	<p>○郵便物發送先 自今左ニ依リ發送相成度</p>	<p>木更津海軍航空隊内 海軍森田部隊 (第六航空隊) 鹿兒島縣鹿屋市 鹿屋海軍航空隊氣付 海軍多田部隊司令部 (第二十二航空戰隊司令部) 四月三十日迄ニ到達見込ノモノハ 山口縣下松市笠戸島船渠 從前通 其ノ後ハ (豊光丸)</p>
<p>佐世保郵便局經由 (軍事郵便) 第五海軍軍用郵便所氣付 南支艦隊司令部 (第二遣支艦隊司令部) 吳郵便局氣付 (軍事郵便) セ〇〇 七貳貳 (第二十四通信隊)</p>	<p>千歳海軍航空隊第一派遣隊ハ 横須賀郵便局氣付 (軍事郵便) ウ一〇三 ウ五四 ウ七八 第二派遣隊ヲ第一派遣ト改稱セルニ付 第一派遣隊 (ウ八八 ウ五四 ウ七八) ハ消滅ス (千歳海軍航空隊)</p>	<p>當分ノ間本艦宛書類ニシテ航空及整備科關係一般並ニ人事其ノ他必要ナル事項ニ就テハ本艦宛送付スルノ外寫一通左ニ送付ヲ得度 横須賀郵便局氣付 (軍事郵便) ウ一〇五 岡村部隊指揮官 (聖川丸水上基地隊) (軍艦聖川丸)</p>	<p>當艦隊司令部宛郵便物及托送品ハ第二十五海軍軍用郵便所宛 (セ四五) 直送相成度 (南西方面艦隊) (第二南遣艦隊)</p>

海軍公報 (部内限) 第四千六十八號 昭和十七年四月十五日

三七五

0930

○速達郵便物ニ關スル件
當隊宛速達郵便物ニシテ速達料金不足ノモノ多數有之候條發送ニ當リテハ特ニ留意相成度
追テ當隊ハ配達郵便區市外ノ爲速達料金五拾錢ヲ要ス

(百里原海軍航空隊)

○事務開始
第六航空隊ハ四月一日開隊、木更津海軍航空隊内ニ於テ事務ヲ開始セリ

第四海軍經理部バラオ支部ハ四月十一日開設、事務ヲ開始セリ

○殘務整理

第六砲艦隊殘務整理ハ自今第二號長安丸ニ於テ之ヲ行フ

追テ郵便物發送先ハ

横須賀郵便局氣付

第二號長安丸殘務整理委員

(第六砲艦隊)

第六潜水戰隊殘務整理ヲ四月十日吳潜水艦基地隊内ニ於テ開始セリ

追テ郵便物ハ

吳郵便局氣付

吳潜水艦基地隊内

軍艦長鯨司令部殘務整理委員宛

横須賀警備戰隊司令部殘務整理ハ四月十三日横須賀第一海兵團内ニ於テ之ヲ行フ

(第六潜水戰隊)

○事務所撤去

夏潮殘務整理事務所ヲ四月六日撤去セリ

追テ自今特ニ必要書類ハ左ニ送付相成度

吳郵便局氣付 驅逐艦黑潮 藪下中尉

第二號敷設艇艦裝員事務所ヲ四月十日撤去セリ

0931

(限 内 部)

海軍公報

(部内限)第四千六十九號

昭和十七年四月十六日(木)

海軍大臣官房

○告示

海軍省告示第一號ノ七
 南西方面艦隊及第三遣艦隊ニ艦隊軍法會議ヲ置ク
 昭和十四年海軍省告示第二十號ノ二中「第二遣支艦隊
 及第三遣支艦隊」ヲ「第二遣支艦隊」ニ改ム
 昭和十七年四月十日

海軍大臣

参照 昭和十四年海軍省告示第二十號ノ二ハ第一、第二、第三遣支
 艦隊ニ軍法會議ヲ置クノ件ナリ(諸例則卷四、四五〇ノ一
 頁)

海軍省告示第一號ノ八

支那方面艦隊軍法會議ヲ第三遣支艦隊軍法會議ノ後繼
 軍法會議ニ指定ス

昭和十七年四月十日

海軍大臣

○令達

官房機密第四三八六號
 本年四月十日現在左記上欄各部ノ職名ヲ有スル者ハ特
 ニ發令セラルルモノノ外別ニ辭令ヲ用ヒズシテ各下欄
 ノ相當職員ニ補命セラレタル義ト心得ベシ
 昭和十七年四月十日

海軍大臣

記

第六防備隊	第六十一警備隊
第五十一警備隊	第六十二警備隊
第五十二警備隊	第六十三警備隊
第五十三警備隊	第六十四警備隊
第八十一通信隊	第十一通信隊
第三海軍氣象部	第三氣象隊

海軍公報(部内限)第四千六十九號 昭和十七年四月十六日

三七七

0932

第四海軍氣象部 第四 氣象隊

官房第二三三三號

昭和十五年官房第三五七二號中「海軍軍需部(要港部軍需部、軍需部支部、軍需支庫及特設海軍軍需部ヲ含ム)」ヲ「海軍軍需部(軍需部支部、軍需支庫及特設海軍軍需部ヲ含ム)又ハ特設海軍燃料廠」ニ改メ「在庫」ヲ削除ス

附則

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十七年四月十六日

海軍大臣

(参照) 昭和十五年官房第三五七二號ハ海軍軍需部(軍需部支部、軍需支庫及特設海軍軍需部ヲ含ム)ニ於テ使用スル通常物品ヲ兵備品ヨリ糶替供給スルコトヲ得ルノ件ナリ(會計法規類集四卷二三三五頁参照)

○ 通牒

官房第二三三四號

昭和十七年四月十五日

海軍省副官

關係廳長殿

海軍潜水學校分校ノ呼稱ニ關スル件通牒
當分ノ間廣島縣佐伯郡大竹ニ於ケル海軍潜水學校分校ヲ部内限リ海軍潜水學校大竹分校ト呼稱スルコトニ定メラレ候

契三五號ノ一八

昭和十七年三月十三日

海軍省經理局長

關係廳長殿

陸上小運送統制契約書ニ關スル件送付
首題ニ關シ客年十二月三十一日附契三第二號ノ一三九ヲ以テ及通知候處各部ノ御意見等ヲモ參酌ノ上實施條項ニ關シ別紙ノ通協定ヲ了シ候條御了承相成度
(別紙契約書並同各條說明ハ所要ノ向ニ送付ス)

經豫機密第二號ノ八

昭和十七年四月十日

海軍省經理局長

關係廳長殿

工廠資金所屬材料物品ニ陸上小運送統制契約適用ノ件通牒

0933

昭和十七年四月以降海軍工廠資金會計ニ於テ購入スル材料物品ノ運搬ニ付テハ三月十三日附契三第五號ノ一八通知ノ陸上小運送統制契約ヲ適用スルコトト致スベク右ニ要スル運搬費ハ工廠資材材料物品費(款、項)附屬諸費(目)運搬費(節)支辨トシ其ノ支出官ヲ海軍省經理局長ト定メラレ候條御了知相成度
追テ本材料物品ニ關スル運送註文書ニハ其ノ代金支拂應ノ欄ニ「工廠資金」ト朱書相成度

○ 辭 令

貳千拾圓	旭 芳雄
千八百貳拾圓	芳賀 博
千六百五拾圓	本間 定
千六百五拾圓	政岡 基次
千六百五拾圓	前田 一雄
千四百七拾圓	岩田 信吉
千四百七拾圓	世古 正巳
千四百七拾圓	沼田 等
千四百七拾圓	橋本 正二
千四百七拾圓	濱口 洪晃

(各通)

千四百七拾圓	塩澤 敏郎
千四百七拾圓	服部 治二郎
千四百七拾圓	古川 健治
千四百七拾圓	八木 健二
千四百七拾圓	宮内 義男
千四百七拾圓	入山 愛次郎
千四百七拾圓	笠松 時雄
千四百七拾圓	深尾 實郎
千四百七拾圓	野村 英次
千四百七拾圓	並木 良夫
千參百圓	折田 利
千參百圓	寺澤 稻雄
千參百圓	小林 賢治
千參百圓	黒田 完一
千參百圓	土居 二郎
千參百圓	小野 守道
千參百圓	栗田 春治
千參百圓	奥野 喜久雄
千參百圓	小山 喜一郎
千參百圓	山田 儉二郎
千參百圓	中村 毅

海軍公報(部内限) 第四千六十九號

昭和十七年四月十六日

三七九

0934

千參百圓	和久 獻二
千參百圓	西脇 猛二郎
千參百圓	水野 長平
千參百圓	鶴田 祐二
千參百圓	木村 道儀
千參百圓	加藤 清
千參百圓	片山 節義
千參百圓	堀 堅三
千參百圓	柴田 要
千參百圓	中脇 正一
千參百圓	門田 松龜
千參百圓	古賀 富五郎
千參百圓	鈴木 進
千參百圓	安本 利行
千參百圓	山崎 舊
千貳拾圓	中島 喜多男
千貳拾圓	川床 靜雄

海軍造船少佐 前田 龍男

第一〇〇二番艦審議委員ヲ免ス(以上謂海軍艦政本部)

○雜款

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

第一海上護衛隊司令部宛
四月十八日迄ニ到達見込ノモノハ
四月二十二日迄ニ到達見込ノモノハ
其ノ後
吳郵便局氣付浮島丸司令部
佐世保郵便局氣付同右

軍事航空郵便ハ 臺北郵便局氣付
イ壹九 イ參六司令部
普通郵便ハ 佐世保郵便局氣付(軍事郵便)
イ壹九 イ參六司令部

佐世保郵便局氣付 海軍志賀部隊
追テ舊佐世保鎮守府第一特別陸戰隊宛ノモノモ右ニ
依ラレ度

(第四 警備隊)

徵用中自今年額各頭書ノ通ヲ給ス(海軍省)
海軍造船中佐 松本 喜太郎(艦本)
第一〇〇二番艦審議委員ヲ命ス

○書類發送先
當隊解隊ニ付自今書類等ハ各水雷艇宛送付相成度
(第二十一水雷隊)

○殘務整理
佐世保鎮守府第一特別陸戰隊殘務整理ヲ第四警備隊内
ニ於テ行フ

○開設
海軍氣象部ヲ四月十日東京市麴町區竹平町二丁目水路
部分室内ニ開設ス

海軍公報(部内限) 第四千六十九號 昭和十七年四月十六日

三八一

0936